

鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議要領

(趣旨及び設置)

第1条 この要領は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく鎌倉市子ども読書活動推進計画の策定及び推進に関し連絡及び調整を行うため、鎌倉市子ども読書活動推進計画に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの読書活動の推進に関わる乳幼児教育、学校教育及び関係行政機関の関係者並びに市民とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とし、その満了の日は、委嘱を行った日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、代表して連絡会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 連絡会議は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 市長は、委員が連絡会議に出席したときは、謝礼（1回につき1,000円）を支払うものとする。ただし、学校教育及び関係行政機関の職員である場合は、この限りではない。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、この連絡会議の事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に際し必要な事項は、連絡会議が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年6月23日から施行する。